

幼児期の家庭における教育の充実や地域で子どもを育てる環境の整備を図るため、以下の施策を推進する。なお、幼稚園についても、幼稚園の基本を生かす中で、地域の一員としてこれらの施策との連携が図られるよう、環境整備に努める。

ア 家庭教育を支援するため、地域における子育てに関する学習活動を推進する。特に、地域の母子保健活動や小学校入学前に行われる就学時健康診断の機会を活用して、家庭教育に関する講座等が開設されることや家庭教育に関する資料が配布されることを奨励する。

〔就学時健診等の機会を活用した子育て講座を全国的に展開〕

イ 親の悩みや不安等に関する相談に、電話等により24時間いつでも対応できる相談体制を整備するための調査研究を進める。

〔各都道府県で実施されることを目標に調査研究を推進〕

ウ 子育てやしつけに関して不安や悩みを持つ親に対して、気軽に相談にのったり、アドバイス等を行う「子育てサポーター」を配置し、学校の余裕教室等において交流事業を実施するなど、地域における子育て支援ネットワーク事業を実施する。

〔子育て支援ネットワーク事業を実施し、その成果を各市町村に普及〕

エ しつけなどの家庭での教育の実態や、家族や子育てに関する意識などについて調査研究を実施し、平成13年度中に成果を取りまとめ、その活用を図る。

〔シンポジウムの開催等を通じて、家庭教育の重要性を広く社会に対して普及〕

オ 心身のしなやかさとたくましさをもち、夢のある子どもを地域で育てるため、子どもセンターにおける様々な活動機会についての情報の提供や、自然体験などの体験活動等の機会と場の提供を図る。

〔親や子どもに体験活動等に関する情報提供を行う組織の在り方の研究として、全国1,000ヶ所程度を目標に子どもセンターを展開〕

なお、子育てと仕事の両立に向けた、育児休業その他の制度や各種の施策の進展状況等を踏まえ、幼稚園関係者等においても幅広い取組が行われるよう、環境の醸成に努める。

## 第5 各地域における創意工夫を生かした幼児教育の展開等

ア 本プログラムを踏まえつつ、各地域において創意工夫を生かし、実情に応じて様々な幼児教育の展開を図るため、各都道府県と各市町村が連携して、以下の取組を推進するよう、必要な支援を行う。

(1) 各都道府県及び各市町村において、幼稚園の整備状況及び地域の実情等を考慮し、

幼児教育の振興に関する政策プログラムを策定する。

(2) 連絡協議会の開催等、関係部局間や関係機関間の連携・協力体制の充実を図る。

(3) 市町村における私立幼稚園等の窓口の明確化を図る。

(4) 教育活動の実践事例や研修内容のデータベース化、研究センター等の整備等の環境整備を図る。

イ 各地域における幼稚園の整備に当たっては、幼児の健康と安全に十分留意して通園可能な範囲に幼稚園を整備するものとする。この場合、既設の幼稚園の配置状況及び地域の実情等を勘案すること、公立及び私立を通じて適切に幼稚園の整備が行われるようにすることに配慮するものとする。

ウ 本プログラムの推進に当たっては、各都道府県及び各市町村における幼稚園の状況及び関連施策等を適宜把握し、フォローアップを行う。

また、本プログラムの進展状況等も見極めつつ、必要に応じて、幼稚園設置基準などの関係規定についても検討を加えるとともに、特に必要がある場合には、本プログラムの見直しを行う。

エ 本プログラムの実施や各都道府県及び各市町村における政策プログラムの策定及び実施に際しては、第3次幼稚園教育振興計画要項（平成3年3月15日、文部大臣裁定）の成果を発展・活用するものとする。

### 資料④ 平成13年度幼稚園就園奨励費補助の概要

予算額 17,328百万円 (16,927百万円)

#### 1. 事業の概要

保護者の所得状況に応じて経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を目的として、保育料等を減免する「就園奨励事業」を実施する地方公共団体に対し、国は所要経費の一部を補助する。

#### 2. 主な改正点

- (1) 同時に就園する第2子、第3子以降の減免単価の引き上げ  
保護者の経済的負担を軽減するため第2子以降の園児に係る減免単価を引き上げる。  
保護者負担額が1人目1.0 2人目0.8 3人目以降0.6になるよう減免単価を設定
- (2) 私立幼稚園の減免単価の改定  
私立幼稚園の減免単価の改定を図り1人目から適用する。

#### 保育料等の減免（給付）額及び平均的な保護者負担額のイメージ

(公立幼稚園)

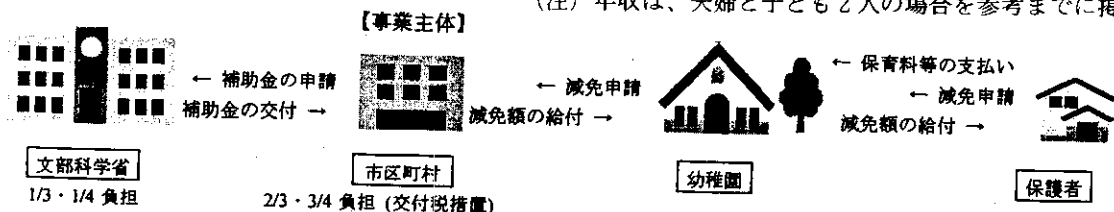
階層区分	年収	区分	入園料・保育料の全国平均 73,000円 (年額)	
生活保護世帯 市町村民税非課税世帯 市町村民税所得割非課税世帯	290万円以下	第1子	20,000円	53,000円 (1.0)
		第2子	31,000円	42,000円 (0.8)
		第3子以降	41,000円	32,000円 (0.6)

(私立幼稚園)

階層区分	年収	区分	入園料・保育料の全国平均 73,000円 (年額)	
市町村民税所得割課税額 102,100円以下	680万円以下	第1子	55,500円	216,000円 (1.0)
		第2子	98,000円	173,000円 (0.8)
		第3子以降	141,000円	130,000円 (0.6)
市町村民税所得割課税額 8,800円以下	360万円以下	第1子	79,000円	192,000円 (1.0)
		第2子	117,000円	154,000円 (0.8)
		第3子以降	156,000円	115,000円 (0.6)
市町村民税所得割非課税世帯	290万円以下	第1子	103,000円	168,000円 (1.0)
		第2子	137,000円	134,000円 (0.8)
		第3子以降	170,000円	101,000円 (0.6)
生活保護世帯	—	第1子	135,300円	136,000円 (1.0)
第2子		162,000円	109,000円 (0.8)	
市町村民税非課税世帯	—	第3子以降	189,000円	82,000円 (0.6)

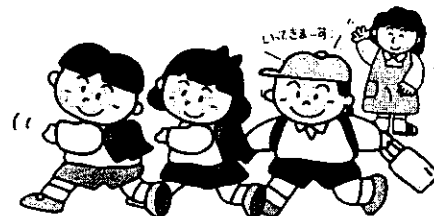
減免額	保護者負担額
-----	--------

#### 3. 一般的な事業の流れ



- 4. 補助率 一般市町村 1/3以内  
東京都特別区 1/4以内  
財政力指数 1.00 超の指定都市 1/4以内

- 5. 平成13年度の入園料・保育料 (全国平均・年額) 123  
公立 74,000円 私立 275,000円



### 資料⑤ 平成14年幼稚園就園奨励費補助概算要求

(公立幼稚園)

階層区分	年収	区分	入園料・保育料の全国平均 74,000 円 (年額)		
生活保護世帯	290 万円 以下	第1子	20,000 円	54,000 円(1.0)	5,000 円 (0.1)
市町村民税非課税世帯		第2子	47,000 円	27,000 円(0.5)	
市町村民税所得割非課税世帯		第3子以降	69,000 円		

(私立幼稚園)

階層区分	年収	区分	入園料・保育料の全国平均 275,000 円 (年額)		
生活保護世帯	-	第1子	136,000 円	139,000 円(1.0)	14,000 円 (0.1)
市町村民税非課税世帯		第2子	205,000 円	70,000 円(0.5)	
		第3子以降	261,000 円		
市町村民税所得割非課税世帯	290 万円 以下	第1子	103,400 円	172,000 円(1.0)	17,000 円 (0.1)
市町村民税所得割課税		第2子	189,000 円	86,000 円(0.5)	
		第3子以降	258,000 円		
市町村民税所得割課税額 8,800 円以下	360 万円 以下	第1子	79,000 円	196,000 円(1.0)	20,000 円 (0.1)
		第2子	177,000 円	98,000 円(0.5)	
		第3子以降	255,000 円		
市町村民税所得割課税額 102,100 円以下	680 万円 以下	第1子	55,500 円	220,000 円(1.0)	22,000 円 (0.1)
		第2子	165,000 円	110,000 円(0.5)	
		第3子以降	253,000 円		

減 免 額	保護者負担額
-------	--------

(注) 年収は、夫婦と子ども2人の場合を参考までに掲げている。

### 資料⑥ 1 預かり保育の実施園数

区分	平成13年6月1日現在	平成12年6月1日現在	平成9年8月1日現在	平成5年10月1日現在
公立	1,302 (22.7%)	925 (16.0%)	330 (5.5%)	318 (5.2%)
私立	6,459 (78.2%)	5,935 (71.5%)	3,867 (46.0%)	2,541 (29.5%)
合計	7,761 (55.4%)	6,860 (48.7%)	4,197 (29.2%)	2,859 (19.4%)

### 2 預かり保育の実施日数

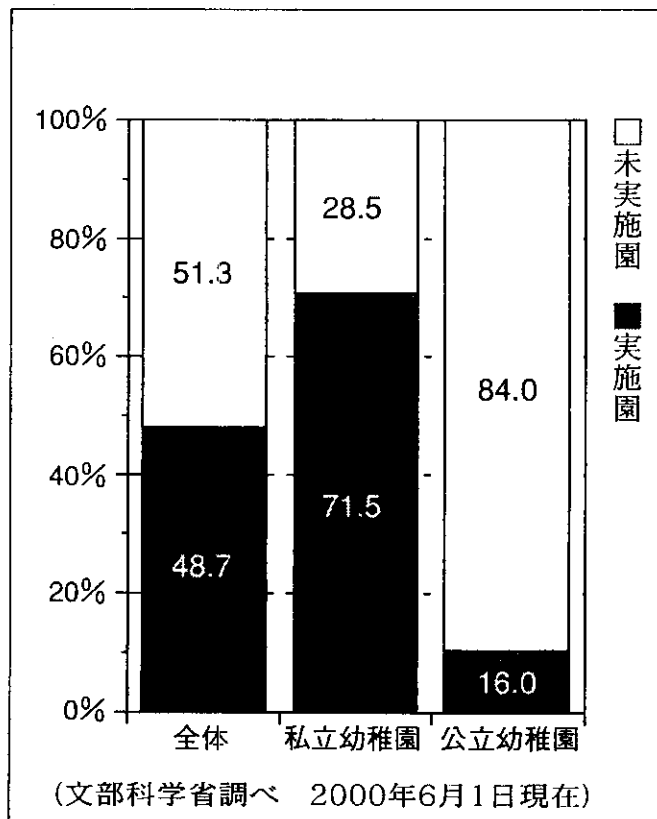
区分	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	その他	計
公立	35 (2.7%)	32 (2.5%)	36 (2.8%)	76 (5.8%)	432 (33.2%)	210 (16.1%)	1 (0.1%)	480 (36.9%)	1,302 (100%)
私立	26 (0.4%)	49 (0.8%)	57 (0.9%)	377 (5.8%)	3,520 (54.5%)	2,083 (32.2%)	23 (0.4%)	324 (5.0%)	6,459 (100%)
計	61 (0.8%)	81 (1.0%)	93 (1.2%)	453 (5.8%)	3,952 (50.9%)	2,293 (29.5%)	24 (0.3%)	804 (10.4%)	7,761 (100%)

### 3 預かり保育の終了時間

区分	午後3時 以前の園	午後3～4 時までの園	午後4～5 時までの園	午後5～6 時までの園	午後6～7 時までの園	午後7時を 超える園	その他	計
公立	385 (29.6%)	391 (30.0%)	231 (17.7%)	248 (19.0%)	41 (3.1%)	0 (0.0%)	6 (0.5%)	1,302 (100%)
私立	65 (1.0%)	619 (9.6%)	2,473 (38.3%)	2,860 (44.3%)	389 (6.0%)	41 (0.6%)	12 (0.2%)	6,459 (100%)
計	450 (5.8%)	1,010 (13.0%)	2,704 (34.8%)	3,108 (40.0%)	430 (5.5%)	41 (0.5%)	18 (0.2%)	7,761 (100%)

(注) 小数点以下第2位を四捨五入したため、計と内訳が一致しない場合がある。

資料⑦ 公私別預かり保育実施園の割合



### 資料⑧ 預かり保育推進事業について

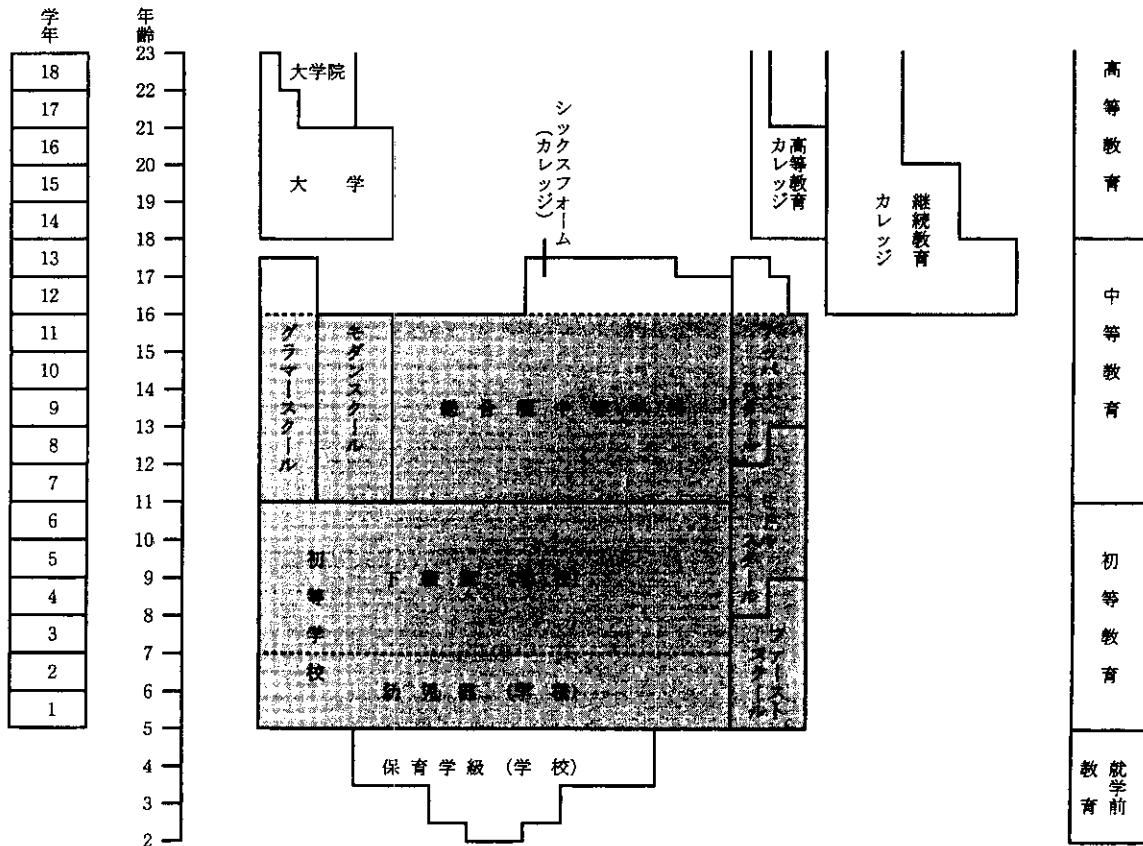
本研究は、預かり保育について実践的な調査研究を行い、預かり保育の望ましい在り方を明らかにすることを目的とした。研究を進めるにあたっては、各市区町村の教育委員会が中心となって、研究推進会議を編成して基本方針を検討するとともに、研究協力園において実践的な調査研究を行った。ここでは、平成11・12年度の2年間にわたり行ってきた27地域の実施体制の概要について紹介する。

【指定地域の実施体制】

都道府県	市区町村	協力園数	協力園名	加配	追加採用	担当者数	担当形態	実施日			実施時間数	学級編成		
								通常保育日	園で定めた日	長期休業期間				
岩手県	金ヶ崎町	公4	a 幼稚園	○	○	2	担当, ローテーション	○		○	4時間以上	混合		
			b 幼稚園	○	○	2	担当, ローテーション	○		○	4時間以上	混合		
			c 幼稚園	○	○	2	担当, ローテーション	○		○	4時間以上	混合		
			d 幼稚園	○	○	2	担当, ローテーション	○		○	4時間以上	混合		
宮城県	一迫町	公1	a 幼稚園	○	○	2	担当, ローテーション	○		○	4時間以上	混合		
秋田県	秋田市 天王町	私4	a 幼稚園	○		1~2	担当	○		○	4時間以上	混合		
			b 幼稚園		○	3	担当	○	○	○	4時間以上	混合		
			c 幼稚園	○		4~5	担当, ローテーション	○	○	○	3~4時間	混合		
			d 幼稚園	○	○	2	担当, ローテーション	○	○	○	3~4時間	混合		
福島県	三春町	公1	a 幼稚園		○	3	担当, ローテーション	○	○	○	4時間以上	混合		
茨城県	麻生町	公3	a 幼稚園			4	担当	○			2~3時間	年齢別		
			b 幼稚園			2	担当	○			2~3時間	年齢別		
			c 幼稚園			2	担当	○			2~3時間	年齢別		
群馬県	吉井町	公8	a 幼稚園	○		1~2	ローテーション	○			2時間未満	混合		
			b 幼稚園			1	ローテーション	○			2時間未満	混合		
			c 幼稚園			1~3	担当	○			2時間未満	年齢別		
			d 幼稚園			1	ローテーション	○			2時間未満	混合		
			e 幼稚園			1	ローテーション	○			2時間未満	混合		
			f 幼稚園			1	担当	○			2時間未満	混合		
			g 幼稚園			2	担当, ローテーション	○			2時間未満	混合		
			h 幼稚園			1~3	担当	○			2時間未満	混合		
埼玉県	加須市	公1	a 幼稚園		○	1	ローテーション	○			2~3時間	混合		
千葉県	栄町	私1	a 幼稚園	○	○	2~3	担当, ローテーション	○		○	4時間以上	混合		
			八千代市	私7	a 幼稚園	○	○	2	担当	○			3~4時間	混合
					b 幼稚園			3	担当, ローテーション	○	○	○	2~3時間	混合
					c 幼稚園	○	○	2	担当, ローテーション	○		○	4時間以上	混合
	d 幼稚園	○			○	2~3	担当, ローテーション	○			3~4時間	混合		
	e 幼稚園	○		1	担当, ローテーション	○		○	2~3時間	混合				
	f 幼稚園	○	○	1	ローテーション	○			2~3時間	混合				
	g 幼稚園	○	○	1	ローテーション	○	○	○	2~3時間	混合				
神奈川県	横浜市	私5	a 幼稚園		○	5	担当	○	○	○	2~3時間	混合		
			b 幼稚園	○	○	4	ローテーション	○	○	○	4時間以上	年齢別		
			c 幼稚園	○	○	3	担当	○	○	○	4時間以上	混合		
			d 幼稚園	○	○	1	ローテーション	○			3~4時間	混合		
			e 幼稚園	○	○	2~3	担当	○			2~3時間	混合		
富山県	砺波市	公2	a 幼稚園			2	担当, ローテーション	○			2~3時間	混合		
			b 幼稚園			2	ローテーション	○			2~3時間	混合		
福井県	武生市	公2	a 幼稚園	○	○	2	担当, ローテーション	○			2~3時間	混合		
			b 幼稚園	○	○	2	担当, ローテーション	○			2~3時間	混合		
岐阜県	池田町	公3	a 幼稚園		○	2	担当	○		○	4時間以上	混合		
			b 幼稚園		○	1	担当	○		○	4時間以上	混合		
			c 幼稚園		○	1	担当	○		○	4時間以上	混合		

資料⑨ 米英仏独学校系統図

イギリスの学校系統図



( 影部分は義務教育)

**就学前教育**—保育学校及び初等学校付設の保育学級で行われる。

**義務教育**—義務教育は5歳から16歳までの11年間。

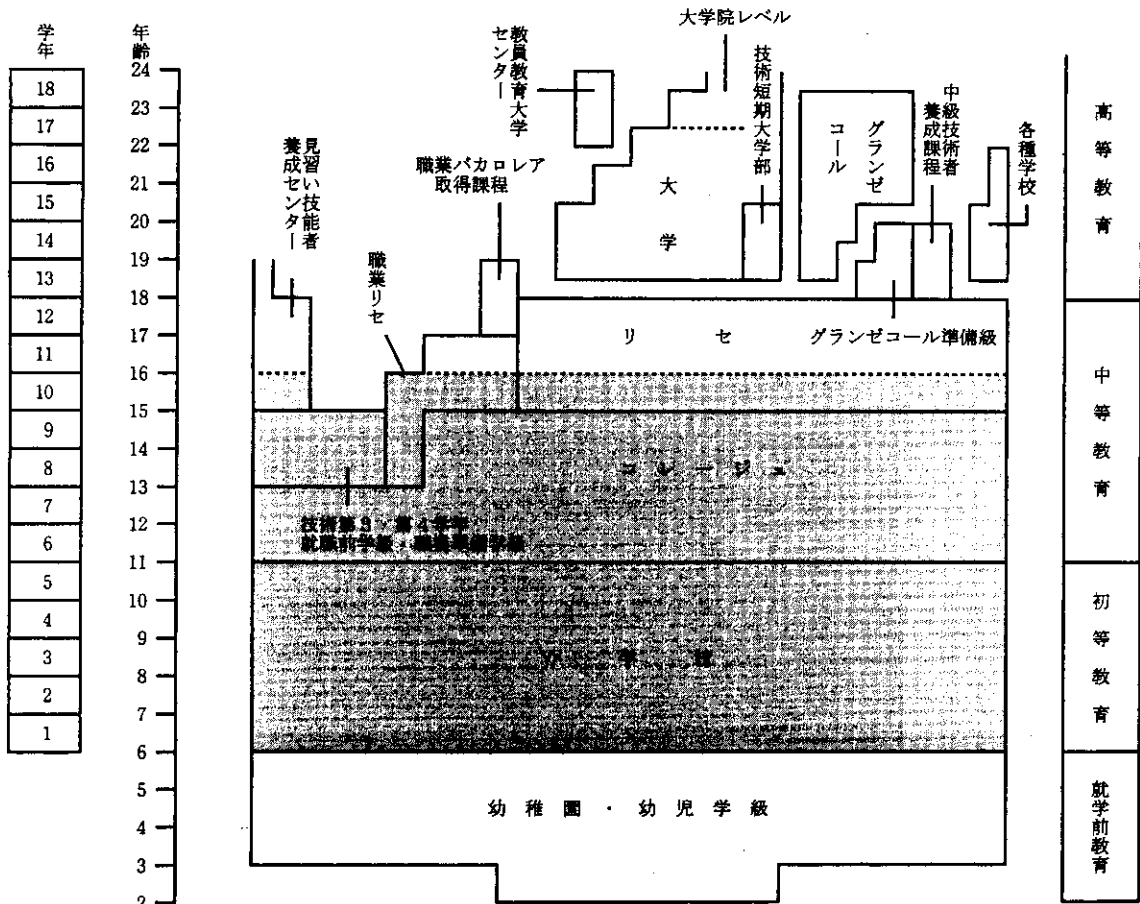
**初等教育**—初等教育は、通常6年制の初等学校で行われる。初等学校は、5・6歳児を対象とする前期2年（幼児部）と7～11歳児のための後期4年（下級部）とに区分される。両者は一つの学校として併設されているのが一般的であるが、一部には幼児学校と下級学校として別々に設置しているところもある。また一部において、幼児部（学校）・下級部（学校）に代えてファーストスクール（5～8歳、5～9歳など）及びミドルスクール（8～11歳、9～12歳など）が設けられている。

**中等教育**—中等教育は通常11歳から始まる。原則として無選抜の総合制学校が一般的な中等学校の形態で、ほぼ90%の生徒がこの形態の学校に在学している。このほか、選抜制のグラマー・スクールやモダン・スクールに振り分ける地域も一部にある。  
義務教育後の中等教育の課程・機関としては、中等学校に設置されているシックスフォームと呼ばれる課程、及び独立の学校として設置されているシックスフォーム・カレッジとがある。ここでは、主として高等教育への進学準備教育が行われる。初等・中等学校は、経費負担などの観点から、地方教育当局が設置・維持する公立（営）学校、国庫補助学校及び公費補助を受けない独立学校の3つに分類される。国庫補助学校は、従来公立（営）学校であったものが、地方教育当局の所管を離れ、国から直接補助金を得て自主的に運営される学校である（1999年度から地方補助学校に移行。独立性は変わらないが補助金は地方から交付）。また、独立学校には、いわゆるパブリック・スクール（11、13～18歳）やプレパラトリー・スクール（8～11歳、13歳）などが含まれる。

**高等教育**—高等教育機関には、大学及び高等教育カレッジがある。これらの機関には、第一学位（学士）取得課程（通常修業年限3年）のほか、各種の専門資格取得のための短期の課程もある。1993年以前は、このほか、ポリテクニク（34校）があったが、すべて大学となった。また、継続教育カレッジ（後述）においても、高等教育レベルの高等課程が提供されている。

**継続教育**—継続教育とは、義務教育後の多様な教育を指すもので、一般に継続教育カレッジと総称される各種の機関において行われる。青少年や成人に対し、全日制、昼・夜間のパートタイム制などにより、職業教育を中心とする多様な課程が提供されている。

フランスの学校系統図



( 部分 は 義務教育 )

就学前教育—就学前教育は、幼稚園又は小学校付設の幼児学級・幼児部で、2～5歳の幼児を対象として行われる。

義務教育—義務教育の年限は6歳から16歳までの10年間。

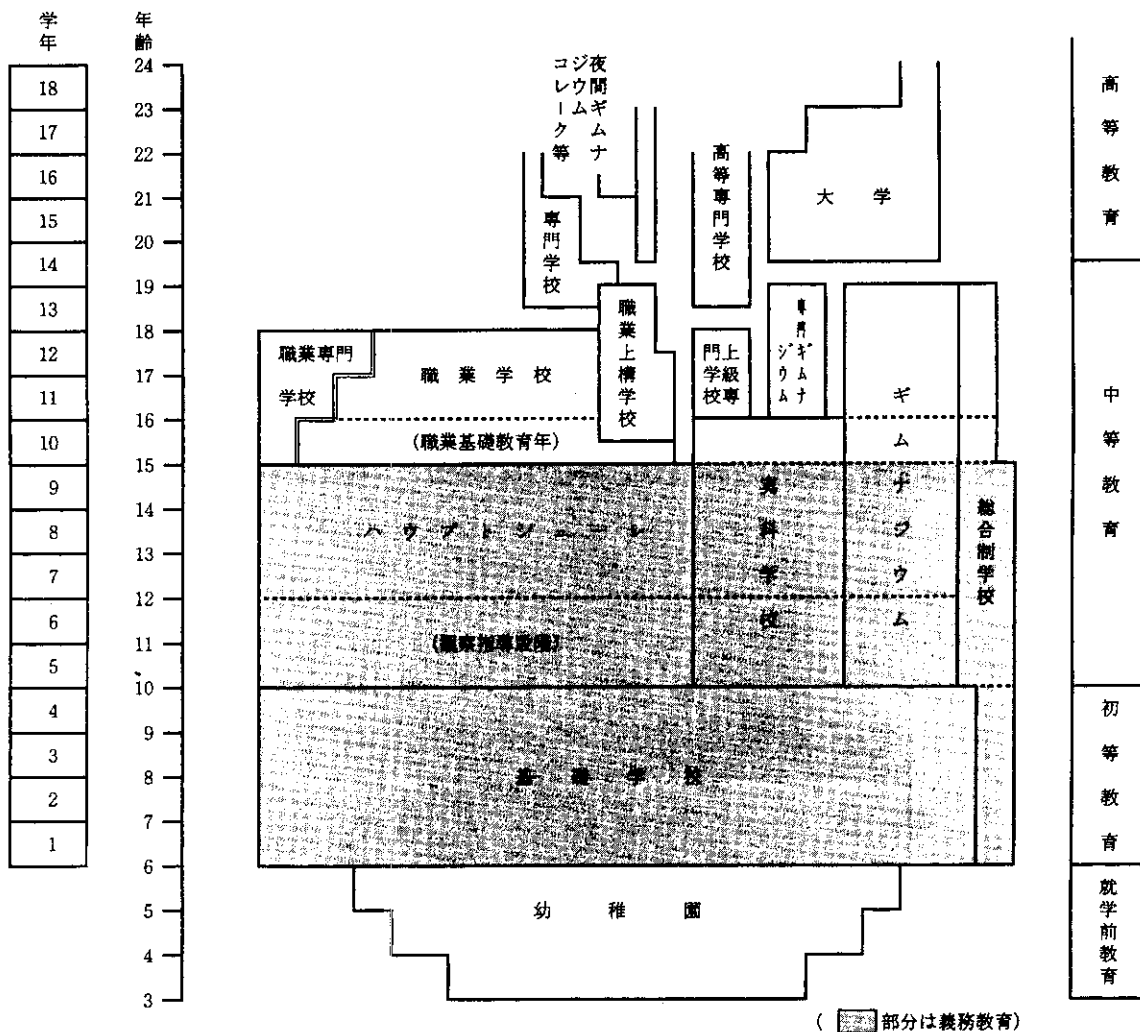
初等教育—初等教育は、小学校で5年間行われる。

中等教育—前期中等教育は、コレージュ（4年制）で行われる。このコレージュでの4年間の観察・進路指導の結果に基づいて、生徒は後期中等教育の諸学校・課程に振り分けられる（いわゆる高校入試はない）。一部の生徒は、コレージュ第2学年終了後技術教育中心の教育により学力回復を図りながら、後期中等教育進学を目指すコース（技術第3・第4学年）や、各種の職業準備課程（就職前学級、職業準備学級）へ進む。後期中等教育は、リセ（3年制）及び職業リセ（2年制。職業バカロレア取得を目指す場合は2年修了後さらに2年の計4年）等で行われる。

高等教育—高等教育は、国立大学（学部レベル3～4年制、2年制の技術短期大学部等を付置している）、私立大学（学位授与権がない。年限も多様）、3～5年制の各種のグランゼコール（高等専門大学校）、リセ付設のグランゼコール準備級及び中級技術者養成課程（いずれも標準2年）等で行われる。これらの高等教育機関に入学するためには、原則として「バカロレア」（中等教育修了と高等教育入学資格を併せて認定する国家資格）取得試験に合格し、同資格を取得しなければならない。グランゼコールへの入学に当たっては、バカロレアを取得後、通常、グランゼコール準備級を経て各学校の入学者選抜試験に合格しなければならない（バカロレア取得後に、準備級を経ずに直接入学できる学校も一部にある）。なお、教員養成機関として、主として大学3年修了後に進む教員教育大学センター（2年制）がある。

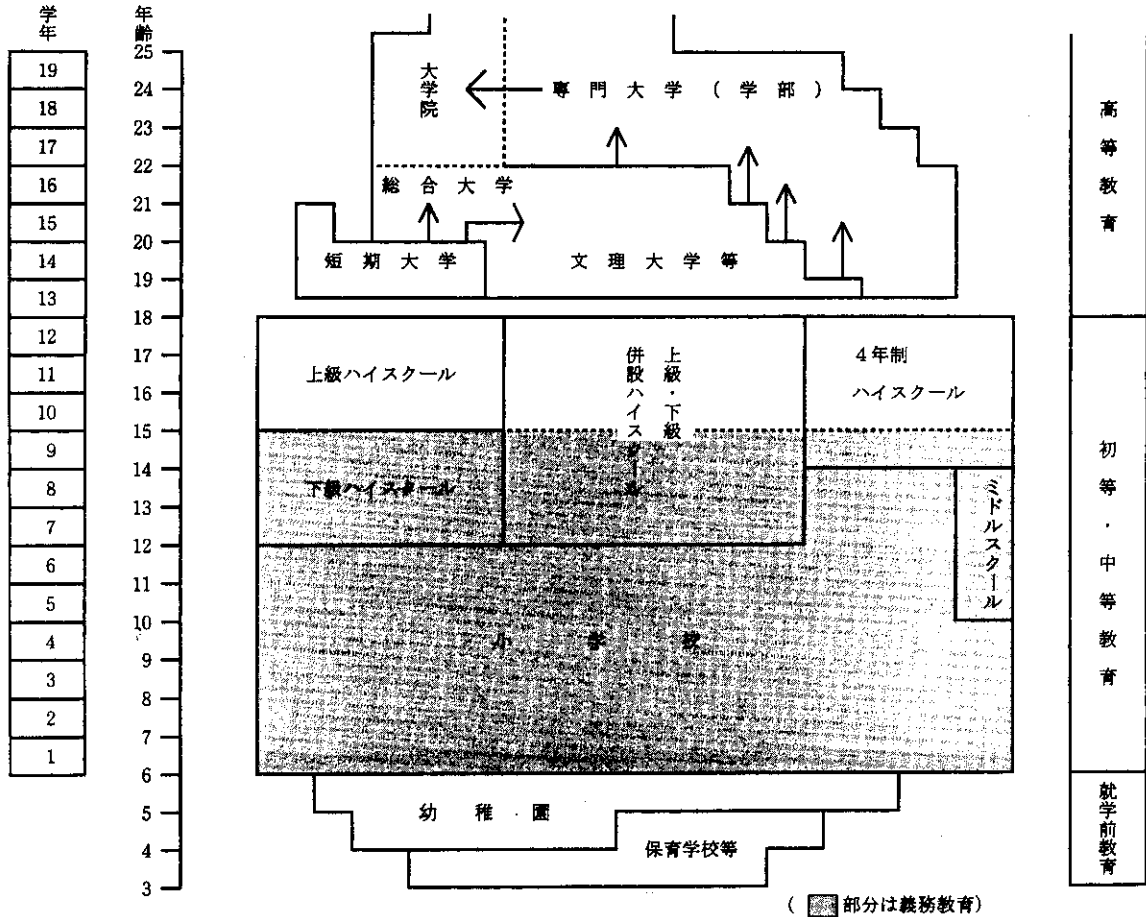


ドイツの学校系統図



- 就学前教育—幼稚園は満3歳からの子どもを受け入れる機関であり、保育所は2歳以下の子どもを受け入れている。
- 義務教育—義務教育は9年（一部の州は10年）である。また、義務教育を終えた後に就職し、見習いとして職業訓練を受ける者は、通常3年間、週に1～2日職業学校に通うことが義務とされている（職業学校就学義務）。
- 初等教育—初等教育は、基礎学校において4年間（一部の州は6年間）行われる。
- 中等教育—生徒の能力・適性に応じて、ハウトシューレ（卒業後に就職して職業訓練を受ける者が主として進む。5年制）、実科学校（卒業後に職業教育学校に進む者や中級の職につく者が主として進む。6年制）、ギムナジウム（大学進学希望者が主として進む。9年制）が設けられている。総合制学校は、若干の州を除き、学校数、生徒数とも少ない。後期中等段階において、上記の職業学校（週に1～2日の定時制。通常3年）のほか、職業基礎教育年（全日1年制）、職業専門学校（全日1～2年制）、職業上構学校（職業訓練修了者、職業訓練中の者などを対象とし、修了すると実科学校修了証を授与。全日制は少なくとも1年、定時制は通常3年）、上級専門学校（実科学校修了を入学要件とし、修了者に高等専門学校入学資格を授与。全日3年制）、専門ギムナジウム（実科学校修了を入学要件とし、修了者に大学入学資格を授与。全日2年制）など多様な職業教育学校が設けられている。また、専門学校は職業訓練を終えた者等を対象としており、修了すると上級の職業資格を得ることができる。夜間ギムナジウム、コレークは職業従事者等に大学入学資格を与えるための機関である。
- なお、ドイツ統一後、旧東ドイツ地域各州は、旧西ドイツ地域の制度に合わせる方向で学校制度の再編を進め、多くの州は、ギムナジウムのほかに、ハウトシューレと実科学校を合わせた学校種（5年でハウトシューレ修了証、6年で実科学校修了証の取得が可能）を導入した。また、旧東ドイツ地域の一部の州は、ギムナジウムを8年制としており、基礎学校から通算して12年の初等中等教育で大学入学資格を取得することができるが、旧西ドイツ地域のすべての州ではこの年限はこの年限は13年である。（上掲の学校系統図は、旧西ドイツ地域の制度を示している。旧東ドイツ地域は基本的に同様の制度となっているが、一部の州でギムナジウムの修業年限が1年短いなど、若干の違いがある。）
- 高等教育—高等教育機関として、大学（総合大学、教育大学、神学大学、芸術大学など）と高等専門学校がある。修了にあたって標準とされる修業年限は、通常、大学で4年、高等専門学校で3年とされているが、これを超えて在学する者が多い。

アメリカ合衆国の学校系統図

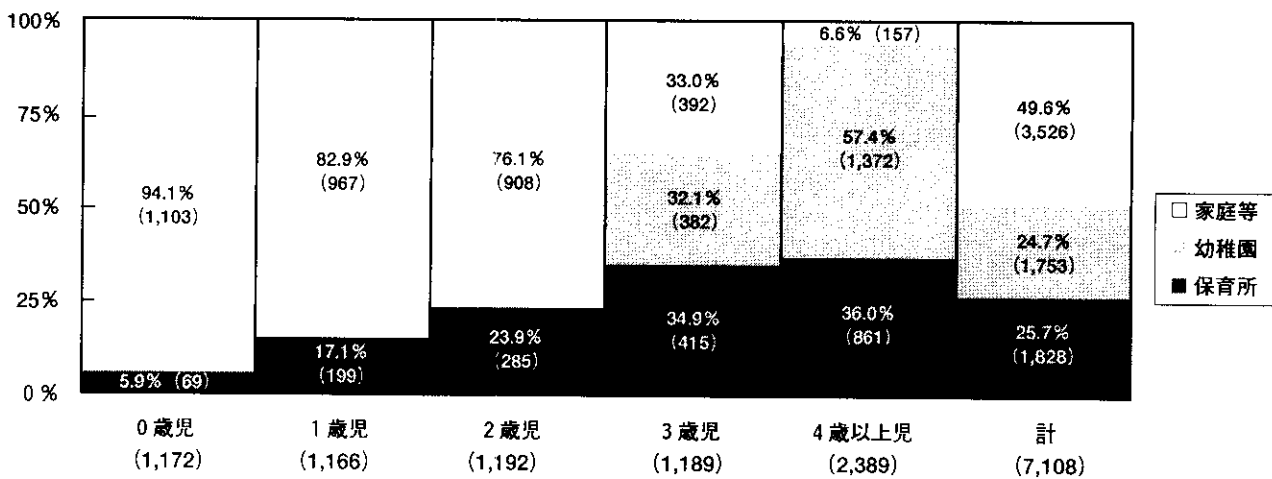


- 就学前教育**—就学前教育は、幼稚園のほか保育学校で行われ、通常3～5歳児を対象とする。
- 義務教育**—就学義務に関する規定は州により異なる。就学義務開始年齢を7歳とする州が最も多いが、実際にはほとんどの州で6歳からの就学が認められており、6歳児の大半が就学している。義務教育年限は、8～12年であるが、9年とする州が最も多い。
- 初等・中等教育**—初等・中等教育は、合計12年であるが、その形態は①6-3(2)-3(4)年制、②8-4年制及び③6-6年制の三つに大別される。このほか、5-3-4年制や4-4-4年制などが行われている。沿革的には、今世紀初めには8-4年制が殆どであったが、その後6-6年制、次いで6-3(2)-3(4)年制が増加し、最近ではミドルスクールの増加にともない、5-3-4年制あるいは4-4-4年制が増えている。このほか、初等中等併設型の学校もある。1997年について、公立初等学校の形態別の割合をみると、3年制または4年制小学校7.6%、5年制小学校32.6%、6年制小学校22.6%、8年制小学校7.0%、ミドルスクール16.6%、初等中等併設型学校4.8%、その他8.9%であり、公立中等学校の形態別の割合をみると、下級ハイスクール(3年または2年制)14.5%、上級ハイスクール(3年制)3.2%、4年制ハイスクール48.1%、上級・下級併設ハイスクール(通常6年)12.6%、初等中等併設型学校12.6%及びその他8.9%となっている。なお、初等中等併設型学校は初等学校、中等学校それぞれに含め、比率を算出している。
- 高等教育**—高等教育機関は、総合大学、文理大学、専門大学(学部)(Professional schools)及び短期大学の4種類に大別される。総合大学は、文理学部のほか職業専門教育を行う学部及び大学院により構成される。文理大学は、学部レベルの一般教育を主に行うが、大学院を持つものもある。専門大学(学部)は、医学、工学、法学などの職業専門教育を行うもので独立の大学として存在するものと総合大学の一学部となっているものがある。専門大学(学部)へ進学するためには、通常、総合大学又は文理大学において一般教育を受け(年限は専攻により異なる)、さらに試験、面接を受ける必要がある。短期大学には、従前からの短期大学(ジュニアカレッジ)のほか、コミュニティカレッジがある。州立の短期大学は主としてコミュニティカレッジである。

資料⑪ 年齢区分別の保育所利用児童の割合  
(カッコ内は対前年比増減)

	13年保育所利用児童の割合	12年保育所利用児童の割合
低年齢児(0～2歳)	15.6% (+0.9)	14.7%
うち0歳児	5.9 (+0.4)	5.5
うち1.2歳児	20.5 (+1.2)	19.3
3歳以上児	35.7 (+0.3)	35.4
全年齢児計	25.7 (+0.7)	25.0

図4 就学前児童の居場所



(注) ( )内は児童数 単位：千人

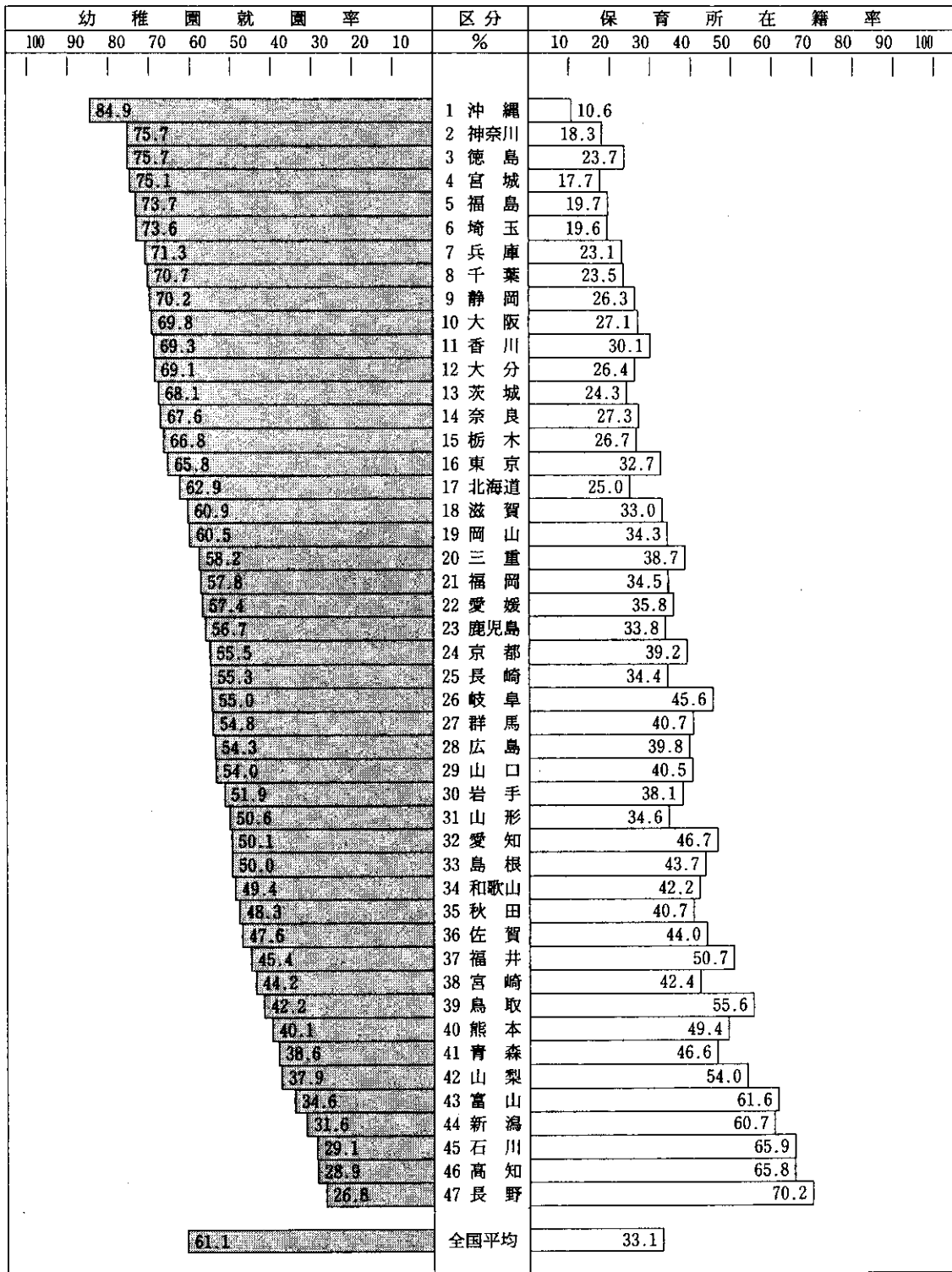
資料⑬ スウェーデンの3ヵ月～6歳の児童の保育形態(1996年)

(単位：%)

保育形態	3～11 か月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	3か月～ 6歳合計
コミュニティ経営の保育所・学童保育	3	30	44	48	52	55	57	43
コミュニティ経営の家庭内保育	1	12	15	15	15	14	9	12
民間保育所・学童保育	0	4	7	7	7	7	3	5
民間保育者	1	4	2	2	2	1	1	2
親自身が家庭内保育等の保育者	1	1	1	1	1	2	2	1
親が自宅で育児	93	45	29	25	21	19	18	33
義務教育1年生	—	—	—	—	—	0	3	0
その他の方法	1	4	2	2	2	2	7	4
合計	100	100	100	100	100	100	100	100

資料：SCB, "Barnomsorgsundersökningen 1996, Kommunerna"

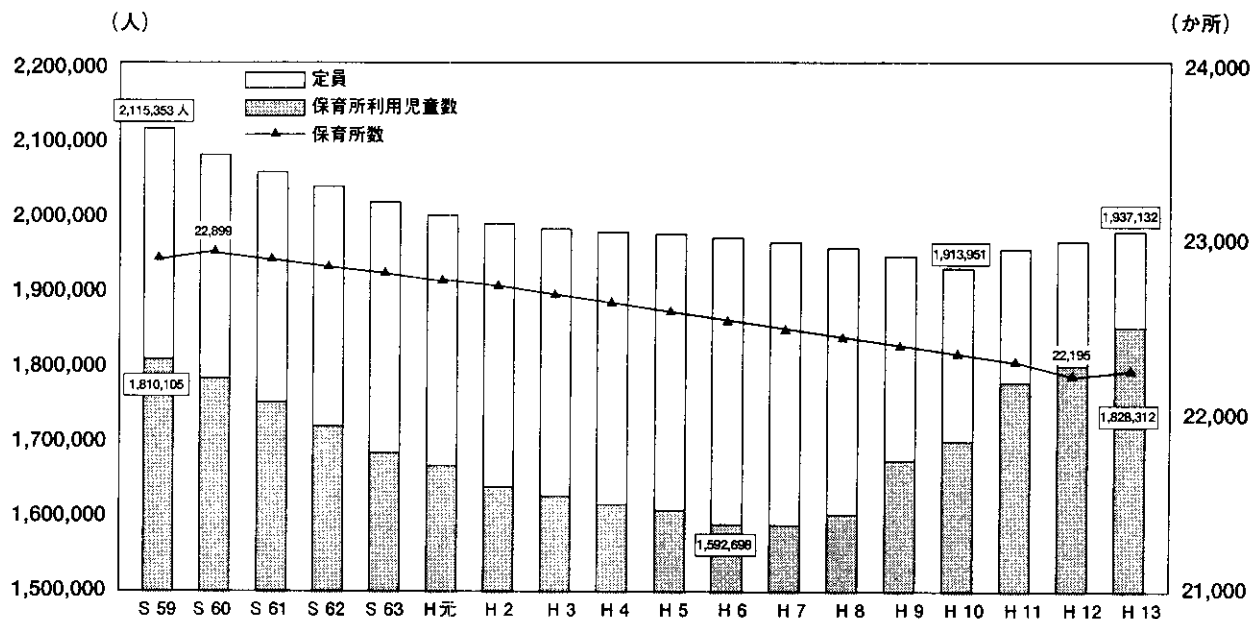
資料⑫ 幼児教育の普及状況（5歳児）



(注) 保育所在籍率については、「平成10年社会福祉施設等調査(概数)」の5歳及び6歳の幼児を学齢に換算し、文部省で推計したものである。(資料) 文部省「平成12年度 学校基本調査速報値」、厚生省「平成10年社会福祉施設等調査(概数)」

資料1 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課資料 平成13年12月26日)

保育所利用児童数等の推移



[表1] 保育所の定員・利用児童数等の状況 (カッコ内は対前年比増減)

	保育所数：か所	定員：人	利用児童数：人	定員充足率：%
平成12年	22,195 (△75)	1,923,157 (+5,621)	1,788,425 (+52,035)	93.0 (+2.4)
平成13年	22,218 (+23)	1,937,132 (+13,975)	1,828,312 (+39,887)	94.4 (+1.4)
うち公営	12,599 (△124)	1,087,367 (△5,544)	955,377 (+9,593)	87.9 (+1.4)
うち民営	9,619 (+147)	849,765 (+19,519)	872,935 (+30,294)	102.7 (+1.2)

資料2 保育所数，定員・入所児童数の年次推移

各年4月1日現在

	保育所数	定員(人)	入所児童数(人)
昭和55年('80)	21 419	2 077 698	1 950 985
60('85)	22 899	2 080 451	1 770 430
平成2('90)	22 703	1 978 989	1 637 073
7('95)	22 496	1 923 697	1 593 873
10('98)	22 332	1 913 951	1 691 270
11('99)	22 275	1 917 471	1 736 281

資料 厚生省「社会福祉行政業務報告」

昭和55年は3月1日現在

保育所入所児童(0歳児,1・2歳児)数の年次推移

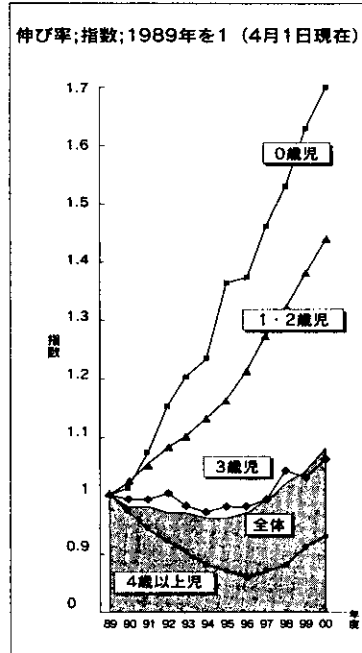
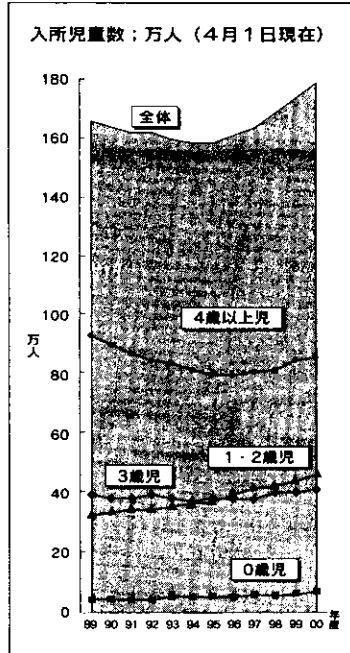
(単位 人)

各年4月1日現在

	平成2年('90)	7('95)	9('97)	10('98)	11('99)
0歳児	39 166	52 364	56 257	59 062	62 882
1・2歳児	326 140	370 527	406 346	421 458	440 281
低年齢児計	365 306	422 891	462 603	480 520	503 163

資料 厚生省「社会福祉行政業務報告」

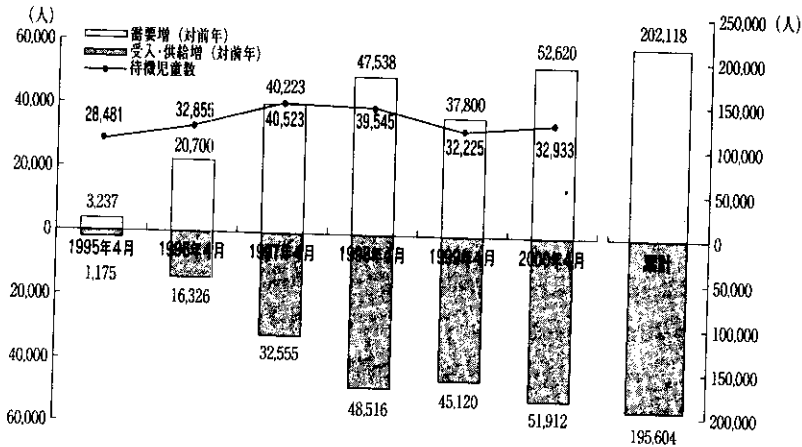
### 年齢別 保育所入所児童数の推移



	1989年	1994年	2000年	1989年	1994年	2000年
合計	1,662,465人	1,592,698人	1,788,302人	1	0.96	1.08
0歳児	38,614人	47,676人	65,798人	1	1.23	1.70
1-2歳児	319,832人	360,466人	460,932人	1	1.13	1.44
3歳児	386,255人	373,005人	409,097人	1	0.97	1.06
4歳以上児	917,764人	811,551人	852,475人	1	0.88	0.93

厚生労働省資料

資料3 保育サービスの需給・待機児童数の推移



(注) 各年4月1日現在

厚生労働省保育課

都道府県	待機児童 人	都道府県	待機児童 人
北海道	184	滋賀県	150
青森県	123	京都府	262
岩手県	68	大阪府	3,959
宮城県	650	兵庫県	1,589
秋田県	202	奈良県	156
山形県	54	和歌山県	10
福島県	133	鳥取県	5
茨城県	268	島根県	39
栃木県	159	岡山県	113
群馬県	67	広島県	96
埼玉県	1,285	山口県	0
千葉県	601	徳島県	41
東京都	4,982	香川県	51
神奈川県	2,593	愛媛県	0
新潟県	19	高知県	113
富山県	0	福岡県	460
石川県	0	佐賀県	49
福井県	0	長崎県	349
山梨県	0	熊本県	208
長野県	0	大分県	182
岐阜県	0	宮崎県	0
静岡県	297	鹿児島県	35
愛知県	381	沖縄県	1,091
三重県	7	計	21,031

資料 4

(1) 施設数

(平成12年12月31日現在)

	12年12月現在	12年1月現在	増減※
認可外保育施設	9,437 箇所	8,856 箇所	581 箇所
事業所内保育施設	3,622	3,603	19
ベビーホテル	1,044	838	206
その他	4,771	4,415	356

(2) 入所児童数

(平成12年12月31日現在)

	12年12月現在	12年1月現在	増減
認可外保育施設	222 千人	214 千人	9 千人
事業所内保育施設	53	54	△ 1
ベビーホテル	25	21	4
その他	144	139	5

	入所児童数 (割合)	年齢区分別内訳					
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	不明
事業所内施設	53,267 (100.0%)	6,356 (11.9%)	12,401 (23.3%)	12,221 (23.0%)	9,434 (17.7%)	12,593 (23.6%)	262 (0.5%)
ベビーホテル	25,261 (100.0%)	2,761 (10.9%)	5,351 (21.2%)	5,661 (22.4%)	4,840 (19.2%)	6,389 (25.3%)	259 (1.0%)
その他認可外	144,263 (100.0%)	12,773 (8.8%)	22,026 (15.3%)	26,047 (18.0%)	27,965 (19.4%)	55,334 (38.4%)	118 (0.1%)
合計	222,791 (100.0%)	21,890 (9.8%)	39,778 (17.9%)	43,929 (19.7%)	42,239 (19.0%)	74,316 (33.4%)	639 (0.2%)

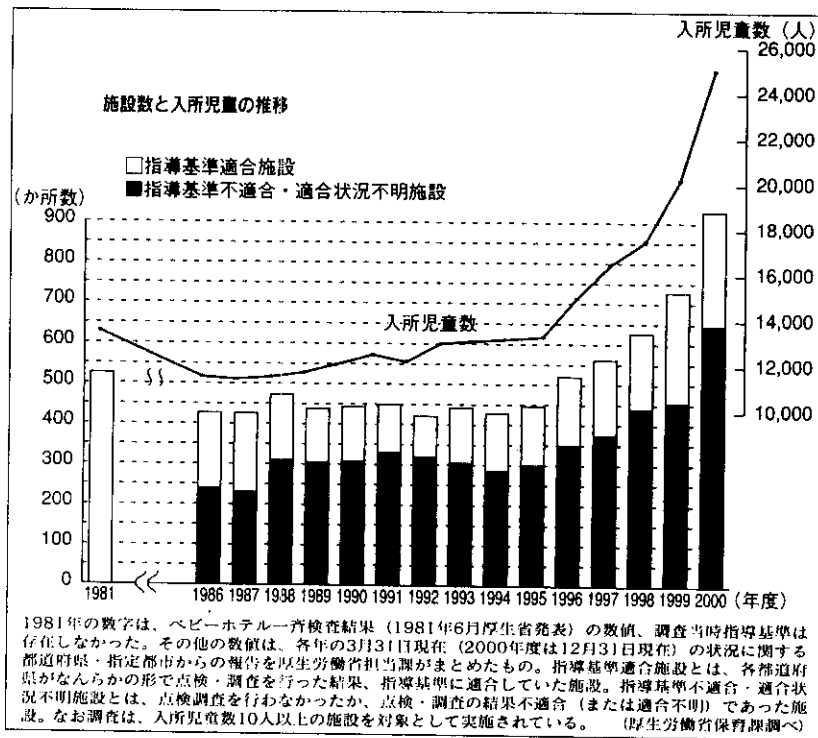
ベビーホテルの保育時間

区分	24時間	宿泊	深夜	夜間	昼間の み	不明	計
施設数	362 箇所	105 箇所	202 箇所	156 箇所	105 箇所	1 箇所	931 箇所
割合	38.9%	11.3%	21.7%	16.7%	11.3%	0.1%	100.0%

注1)「宿泊」とは、「24時間」のものを除き午前2時を超え午前7時までの



資料5 ベビーホテルの現状



ベビーホテルの年齢別入所児童数

年齢区分	入所児童数	割合
3歳未満児	13,539人	54.1%
3歳以上児	10,774人	43.1%
学童	407人	1.6%
年齢不明	310人	1.2%
合計	25,030人	100.0%

(8) 保育時間帯別入所児童数

区分	24時間保育されている者	主に夜間に保育されている者	主に昼間に保育されている者	保育時間帯が不明な者	合計
児童数	184人 (0.7%)	6,423人 (25.7%)	16,593人 (66.3%)	1,830人 (7.3%)	25,030人 (100.0%)

注1) 「主に昼間に保育されている者」は、昼間部登録の人数、あるいは主に昼間(午前7時から午後8時まで)保育されている者の人数を計上してある。  
 注2) 一部の都道府県において、「主に夜間に保育されている者」の中に、昼間から夜間にかけての利用や不定期での利用を含んでいる。

資料 6

立入調査実施状況

(平成12年12月31日現在)

対象ベビーホテル数	931か所
児童数	25,030人
立入調査を実施したもの (実施率)	908か所 (97.5%)
立入調査を実施しなかったもの (未実施率)	23か所 (2.5%)

(参考) 未実施の理由  
 ① 把握が遅く、年度内に立入調査が間に合わなかった。 16施設  
 ② 施設側の都合による。 4施設  
 ③ 都道府県の事務が間に合わなかった等。 3施設

平成11年度に調査したベビーホテルのその後の改善状況

区 分	11年度の 点検結果	左のうち廃止、転換及び改善されたもの		
		廃 止	転 換	改 善
指導基準に適合	308か所	25か所	31か所	
指導基準に不適合	427か所	28か所	56か所	56か所
適否が定かでないもの	40か所	5か所	4か所	
計	775か所	58か所	91か所	56か所

項 目	11年度 指摘件数	12年度 改善件数 (割合)
1. 保育に従事する者の数及び資格	188件	46件 (24.5%)
2. 保育室等の構造設備及び面積	162件	58件 (35.8%)
3. 非常災害に対する措置	400件	93件 (23.3%)
4. 保育室を2階以上に設ける場合の条件	170件	60件 (35.3%)
5. 保育の状況	121件	43件 (35.5%)
6. 給食の状況	307件	111件 (36.2%)
7. 健康管理の状況	485件	162件 (33.4%)
8. その他	228件	71件 (31.1%)
合 計	2061件	644件 (31.2%)

資料7 千代田区立こども園条例

新たな世紀の子どもたちは、家庭・地域・行政の協働により、伸びやかに健やかに育成される必要があり、いつでも輝いて未来に夢をつなぐ存在となるべきである。また、そのためには、子どもを産み育てることに希望と自信が持てる地域社会を形成していく必要がある。

ところが、近年、少子化や核家族化の進行など、社会状況の変化が著しく、保護者の中には、育児に対する不安を持ち孤立感を深めている人もおり、育成環境の整備が求められている。とりわけ、人間の成長過程において乳幼児期の育成環境は、その人の人格形成にとって重要な要素となるため、その整備が強く求められる。

現行では、義務教育就学前の乳幼児の育成は、児童福祉法に定める保育園と学校教育法に定める幼稚園の二つの施設で担われてきている。

しかし、近年、保育園及び幼稚園の乳幼児の育成内容に大きな差はなくなっており、事実上、両施設の一元化が進んできている。

千代田区においては、当面、現行の法律体系の枠を踏まえつつ、区民の子育ての現状に対応し、これまでの保育園・幼稚園の要素を組み合わせ、子どもと保護者の双方の視点に立って、乳幼児育成環境を整備するとともに、乳幼児育成施設の新たな制度化を内外に働きかけていくこととする。

この条例は、0歳から就学前までの子どもを一つの施設において継続的に育成し、一貫した乳幼児育成の環境を整備することを目的とする「こども園」を設置するため制定する。

(設置)

第1条 保護者の委託を受けて乳幼児に対し保育及び教育（以下「育成」という。）を実施するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づく保育所及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める幼稚園を包含する施設として、千代田区にこども園を設置する。

(名称及び位置)

第2条 こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
千代田区立いずみこども園	東京都千代田区神田和泉町1番地

(入園資格)

第3条 こども園は、次の各号に掲げる乳幼児について入園を認める。

- (1) 千代田区保育の実施に関する条例（昭和62年千代田区条例第7号）第2条に定める状態にある保護者が保護する乳幼児
- (2) 小学校就学の始期に達するまでの乳幼児（前号に掲げる者を除く。）

(育成の実施)

第4条 こども園は、前条の乳幼児に対し、次の育成事業を実施する。

- (1) 前条第1号に規定する乳幼児に対し実施する保育所保育指針に基づく保育
- (2) 幼稚園教育要領に基づく幼児教育
- (3) その他区長が必要と認める育成事業

(入園手続)

第5条 保護者は、その保護する乳幼児の入園を希望するときは、区長に申し込むものとする。

- 2 前項の申込み及びこれに対する承諾その他の入園手続に関する事項は、別に定める。

(保育料等)

第6条 育成を委託する保護者は、次の各号に定める保育料、延長保育料又は預かり保育料（以下これらを「保育料等」という。）を納入しなければならない。

- (1) 保育料 第4条に規定する育成事業を委託した場合の保育料の額は、乳幼児の年齢に応じ、別表第1又は別表第2に定める額とする。ただし、生計を一にする世帯（別表第1又は別表第2に定めるA階層及びB階層に属する世帯を除く。）から、2人以上の乳幼児がこども園において育成されている場合又はこども園において育成されている乳幼児（以下この号において「こども園児」という。）以外に千代田区保育の実施に関する条例の適用を受ける保育園において保育されている乳幼児が1人以上いる場合においては、当該2人以上の乳幼児のうち別表第1若しくは別表第2又は同条例別表第1に定める保育料の額が最も低い乳幼児（当該乳幼児が2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。）以外の乳幼児がこども園児であるときの当該こども園児に係る保育料の額は、こども園児1人につき、別表第1又は別表第2に定める額にそれぞれ別表第3に定める割合を乗じて得た額とする。
- (2) 延長保育料 第4条に規定する育成事業を委託する保護者が、当該事業の実施時間終了後引き続き育成を希望するときに実施する延長保育に係る保育